

被災者支援カード

2025年5月3日版 制作：弁護士 永野 海



DLページ

矢印の順番に
検討してみてね



災害の規模や被害の程度、お住まいの自治体、時期などによって使える支援制度は異なります。

① 被災ローン減免制度

(自然災害債務整理ガイドライン)



一定の預貯金、家財保険金
義援金、支援金などを手元に残したままローンを減額・免除。信用情報にも掲載されません。

お問い合わせ先

お住まいの弁護士会

対象の人

災害救助法が適用された災害の影響で、**住宅ローン**など個人の債務の支払が難しくなった人。自己破産の前に相談を。

② 災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)



借入最大**350万円**
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

お問い合わせ先

自治体

対象の人

借入を検討している人
(**所得制限**があります)

返済期間10年/当初3年間(例外で5年間)は返済据置きで子もかかりません。

③ 応急修理制度

(災害救助法)



(2024年基準)
半壊以上の世帯 → **71.7万円**
準半壊の世帯 → **34.8万円**

お問い合わせ先

自治体

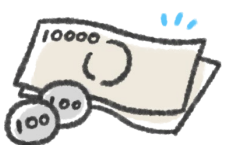
対象の人

準半壊以上で、自宅の修理を考えている人

修理完了後、④の仮設住宅や⑤の公費解体の利用ができない運用に注意。事前に自治体に相談を。

⑥ 基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



全壊世帯/解体世帯/長期避難世帯 → **100万円**
大規模半壊世帯 → **50万円**

お問い合わせ先

自治体

対象の人

下の各世帯にあたる人
解体世帯とは、**半壊以上**や**敷地被害で建物解体**した世帯のことです。(単身は4分の3の金額)

⑤ 公費解体

(環境省の補助制度)



建物を**無償で解体・撤去**
(自費解体後の償還制度も)

お問い合わせ先

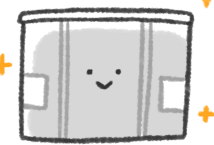
自治体

対象の人

建物が全壊になって解体を考えている人
特定非常災害などでは**半壊以上**の建物に対象が拡大されることも。

④ 応急仮設住宅

(災害救助法)



原則**最長2年**(特定非常災害では延長可能性あり)
家賃無料(光熱費負担あり)

お問い合わせ先

自治体

対象の人

居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない人
半壊、二次災害の危険、ライフライン途絶の人が入居できるも。

⑦ 加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入 → **200万円**
修理 → **100万円**
民間賃借 → **50万円**

お問い合わせ先

自治体

対象の人

基礎支援金をもらった世帯、中規模半壊世帯で住宅再建をする人
(単身は4分の3の金額)
中規模半壊世帯は、左の金額のそれぞれ半額がもらえます。

⑧ 災害復興住宅融資

(高齢者返済特例もあります)



建設・購入の融資 → **半壊以上の世帯**
修理(補修)の融資 → **一部損壊以上の世帯**

お問い合わせ先

住宅金融支援機構

対象の人

住宅の修理費用や再建費用を借りたい人
借入時60歳以上なら不動産評価の6割まで借りられ、利息のみを返済するリバースモーゲージ型融資もあります。

⑨ 雑損控除

(所得税・住民税減免)



その年の**所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される**医療費控除に似た制度

お問い合わせ先

税務署に確定申告

対象の人

住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出があり、税金を減らしたい人。
家財の損害は金額不明でも国税庁HPで金額の推定がされています。